

平成 23 年 6 月 30 日

参 考 資 料

声を発することができない場合の 119 番通報受信時の対応について

- 平成 23 年 5 月に、県民から県知事に、自宅（ひとり住い）において脳幹出血により倒れ、119 番通報をしたが声を発することができなかつたために、意思が伝えられなかつたとの趣旨の意見が寄せられました。
- このような事案は、どこでも発生しうることから、各消防(局)本部等にその対応について確認したところ、次のとおりでした。（別記参照）
 - ・ 声を出せない通報に対しては、電話機を叩いていただくことの呼びかけを徹底している。
 - ・ 発信地表示システム（※）を導入している。
 - ・ ファクシミリや事前登録による携帯 E メール等による通報を受け付けている。
- このたびの事例を踏まえ、県では、6 月に各消防（局）本部に対し、119 番通報は通報者の「いのち」の危険を前提に速やかに救急隊を出動させるよう、改めて要請しました。
- 県民の皆さんには、消防（局）本部がこのような対応をとっていることを広く知っていただきたいと思ひます。

なお、携帯 Eメールの利用など、細部については、該当の消防（局）本部にお問い合わせください。

※ 発信地表示システム： 119 番通報がどこから発信されているか、電話が入ると消防の指令室（台）の地図に表示されるシステム



消太

全国消防イメージキャラクター

(問い合わせ先)
神奈川県安全防災局危機管理部消防課
課長 堀江
電 話 045-210-3422